

令和8年度 四日市市会計年度任用職員(フルタイム)公募試験要項【消費生活相談員】

1. 募集職種及び採用予定人数

- (1) 募集職種 四日市市会計年度任用職員(フルタイム)【消費生活相談員】
- (2) 採用予定人数 1人

2. 採用予定日 令和8年4月1日

3. 受験資格 次の(1)~(4)の条件を全て満たし、パソコンの基本操作が可能な人

- (1) 昭和40年4月2日以降に生まれた人
- (2) 地方公務員法第16条に定める欠格条項に該当しない人
- (3) 外国籍の人は、永住者または特別永住者の在留資格を有する人
- (4) 消費生活相談員(国家資格)
 - 消費生活専門相談員(独立行政法人国民生活センター理事長認定)
 - 消費生活アドバイザー(一般財団法人日本産業協会認定)
 - 消費生活コンサルタント(一般財団法人日本消費者協会認定)のうち、いずれかの資格を有する人

4. 主な業務

- (1) 消費生活相談、消費者啓発及びその関連業務

5. 試験日及び会場

試験日	令和8年2月8日(日) 午前9時から
会場	四日市市総合会館 7階 第2研修室(四日市市諏訪町2番2号)

6. 試験内容(予定)

試験科目	試験時間	内 容
事務能力基礎試験 (択一式)	50分	国語(日本語)能力、数的処理能力
適性検査	50分	主として職務遂行上必要な資質及び組織への適応性について測定するクレペリン検査を行います。
面接試験	15分	人物及び職務に対する適応性等の総合評価を行います。
小論文試験	50分	消費生活相談に関するテーマで小論文試験を実施します。 (800字程度)

※鉛筆(B又はHB)数本と消しゴム等の筆記用具を持参してください。

7. 受験手続

(1) 提出書類

- (A) 受験申込書 1部(市規定用紙。ただし3ヵ月以内に撮影した上半身・脱帽の写真[たて40×よこ30mm]を貼りつけ、学歴・職歴欄には、最終学歴と現在に至る経歴を漏れなく正確に記載してください。)
- (B) 受験票 1枚(市規定用紙。受験申込書と同一写真を貼り、受験申込書から切り離さないでください。)
- (C) 消費生活相談員資格合格証、消費生活専門相談員資格認定証、消費生活アドバイザー証、または消費生活コンサルタント養成講座修了証書の写し 1枚
- (D) 在留資格を証する書類(住民票など) 1部(外国籍の人に限る。個人番号情報は不要です。)

(2) 提出先

四日市市役所 市民生活部 市民協働安全課 市民・消費生活相談室
〒510-8601 四日市市諏訪町1番5号 四日市市役所 本庁舎1階

(3) 受付期間

令和7年12月18日(木)~令和8年1月27日(火) 必着

* 郵送の場合は、封筒に「受験申込書在中」と朱書きし、受付期間内に到着するようにしてください。

(郵送の場合でも締切日までの到着分のみ有効とします。)

- * 持参の場合は、土・日、祝日を除く月～金曜日の午前8時30分～午後5時15分までとします。
- * 提出書類は返却しません。

8. 試験結果の提供

この試験に不合格になった人で希望者には、総合順位と総合得点をお知らせします。

- (1) 期間 合格発表日から1カ月間
- (2) 場所 四日市市役所 市民生活部 市民協働安全課 市民・消費生活相談室(四日市市役所 本庁舎 1階)
- (3) 請求方法 受験者本人が、受験票又は本人確認書類(運転免許証等)を持参の上直接申し出る。

9. 受験についての問い合わせ

四日市市役所 市民生活部 市民協働安全課 市民・消費生活相談室 TEL 059-354-8147

■■勤務条件(令和8年4月予定)

- (1) 給料月額 226,066円(金額は地域手当(9%)を含む)

☆前職歴に応じて初任給へ加算する場合があります。(同職種の前職がある場合に限ります)

☆諸手当として通勤手当、地域手当、期末・勤勉手当(4.6ヶ月分)、退職手当などが支給されます。

☆民間給与の動向に応じて改定される国家公務員給与に準拠して給与改定があります。

- (2) 勤務場所

四日市市役所 市民生活部 市民協働安全課 市民・消費生活相談室 (四日市市諏訪町1番5号 本庁舎1階)

- (3) 勤務時間等

1週あたり38.75時間、原則として祝祭日を除く月～金曜日の午前8時30分～午後5時15分

- (4) 休暇

年次有給休暇が年間20日あり、残日数がある場合は翌年度に繰り越すことができます。

その他、結婚休暇、出産補助休暇など規則で定められた休暇があります。

- (5) 任用期間及び再度の任用

採用の日から同日の属する会計年度の末日を限度とする(令和9年3月31日)。

(勤務実績に基づく能力の実証により再度の任用あり。ただし、最長令和11年3月31日まで。)

(その後2年間は選考による再度の任用あり。ただし、最長令和13年3月31日まで。なお、受験年度の年度末年齢が60歳の人は、63歳を超えての選考による再度の任用はありません)

■■参考

地方公務員法第16条(欠格条項)

次の各号のいずれかに該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。

- 1 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 2 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- 3 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、第60条から第63条までに規定する罪を犯し刑に処せられた者
- 4 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立する政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、またはこれに加入した者